随意契約(相手方指定)調書

件 名	介護保険システム過渡期連携対応改修委託 No.5200300	
工(納)期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和7年4月1日	
契約金額	16,057,800円(消費税込み)	

製約相手方	富士通Japan株式会社 東京公共ビ	ジネス統括部
		(法人番号:5010001006767)
	別紙に記載のとおり。	
相手方指定理由		
備考		

契約審査委員会資料

経理課契約係 R7. 2. 27

業者選定理由書

件名	介護保険システム過渡期連携対応改修委託
指名業者(案)	名 称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 所在地 東京都大田区新蒲田1-17-25 代表者 統括部長 高橋 章史
特命理由	本件は、令和8年3月に予定している標準準拠システムへの移行を前に、先行して標準準拠システムへ移行する他システムとデータ連携するために、介護保険システムの改修を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件の作業を正確に行うためには、現行システムの構成や特性、運用方法等に関して精通していることが不可欠である。 ② 上記業者は、現行システムの導入及び運用保守事業者であり、当該システムのソフトに係る著作権についても保持していることから、本件業務を実施可能な唯一の事業者であり、現行システムを熟知している上記業者であれば、限られた期間における円滑かつ確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)